

静岡県企業局管理規程第3号

静岡県企業職員就業規程の一部を改正する規程をここに制定する。

平成30年3月28日

静岡県公営企業管理者

企業局長 黒田 晶信

静岡県企業職員就業規程の一部を改正する規程

静岡県企業職員就業規程（昭和42年事業部管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第10条の3 管理者は、小学校就学の始期に達するまでの子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。第10条の7第2項において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして、次項で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、管理者が定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第10条の6 第10条の3から前条(第1項第4号を除く。)までの規定は、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他次に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第10条の3第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。第10条の7第2項において同じ。)」のある職員(職員の配偶者で当該子の親であ</p>	<p>(育児を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第10条の3 管理者は、小学校就学の始期に達するまでの子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。第10条の7第2項及び<u>第15条の4第1項</u>において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして、次項で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、管理者が定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第10条の6 第10条の3から前条(第1項第4号を除く。)までの規定は、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他次に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第10条の3第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。第10条の7第2項及び<u>第15条の4第1項</u>において同じ。)」のある職員(職員の</p>

るものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして次項で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、管理者が定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、管理者が定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、「深夜に」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）に」と、第10条の5第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と読み替えるものとする。

(1)～(3) (略)

(部分休業)

第12条の3 (略)

2・3 (略)

4 第15条第1項第10号の規定による特別休暇又は第15条の3の規定による介護時間を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇及び介護時間の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

5 (略)

(休暇の種類)

第13条 職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(介護時間)

第15条の3 (略)

2・3 (略)

配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして次項で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、管理者が定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、管理者が定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、「深夜に」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）に」と、第10条の5第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と読み替えるものとする。

(1)～(3) (略)

(部分休業)

第12条の3 (略)

2・3 (略)

4 第15条第1項第10号の規定による特別休暇、第15条の3の規定による介護時間又は第15条の4の規定による子育て部分休業を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇、介護時間の時間又は子育て部分休業を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

5 (略)

(休暇の種類)

第13条 職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休業とする。

(介護時間)

第15条の3 (略)

2・3 (略)

4 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法第19条の規定による部分休業又は第15条第1項の規定による特別休暇（生児を育てる場合に限る。）の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業及び特別休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

4 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法第19条の規定による部分休業、第15条第1項の規定による特別休暇（生児を育てる場合に限る。）又は第15条の4に規定する子育て部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業、特別休暇及び子育て部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（子育て部分休業）

第15条の4 子育て部分休業は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が次に掲げる子の養育をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

(1) 満6歳に達する日後の最初の4月1日から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児である子で、満9歳に達する日後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの

2 子育て部分休業の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 子育て部分休業の単位は、30分とする。

4 子育て部分休業は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法第19条の規定による部分休業、第12条第1項第10号に規定する特別休暇又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業、特別休暇及び介護時間の時間を減

(特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認)

第15条の4 (略)

2 (略)

3 管理者は、介護時間の請求について、前条第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

4 (略)

5 管理者は特別休暇、介護休暇又は介護時間について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

(休暇等)

第24条 (略)

2～5 (略)

6 職員は、介護休暇又は介護時間を受けようとするときは、様式第3号による介護休暇承認申請簿又は様式第3号の2による介護時間承認申請簿により、あらかじめ所属長等に申請し、その承認を受けなければならない。なお、介護休暇の承認を受けようとする場合において、1回の指定期間について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間について一括して請求しなければならない。

じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

(特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休業の承認)

第15条の5 (略)

2 (略)

3 管理者は、介護時間の請求について、第15条の3第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

4 管理者は、子育て部分休業の請求について、前条第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

5 (略)

6 管理者は特別休暇、介護休暇、介護時間又は子育て部分休業について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

(休暇等)

第24条 (略)

2～5 (略)

6 職員は、介護休暇、介護時間又は子育て部分休業の承認を受けようとするときは、次の各号に定めるところによる。

(1) 職員は、介護休暇の承認を受けようとするときは、様式第3号による介護休暇承認申請簿により、あらかじめ所属長等に申請し、その承認を受けなければならない。

(2) 職員は、介護時間の承認を受けようとするときは、様式第3号の2による介護時間承認申請簿により、あらかじめ所属長等に申請し、その承認を受けなければならない。この場合において、1回の指定期間について初め

7～9 (略)

10 第7項又は前項の規定にかかわらず、所属長等は、それぞれ、申出の期間又は第7項の申出に基づき第7項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第8項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第15条の4第2項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

11 (略)

て介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間について一括して請求しなければならない。

(3) 職員は、子育て部分休業の承認を受けようとするときは、様式第3号の3による子育て部分休業承認請求書により、あらかじめ所属長等に申請し、その承認を受けなければならない。

(4) 前号の承認を受けた職員は、当該承認に係る子の養育の状況に変更が生じたときは、様式第3号の4による養育状況変更届により、遅滞なく、所属長等に届け出なければならない。

7～9 (略)

10 第7項又は前項の規定にかかわらず、所属長等は、それぞれ、申出の期間又は第7項の申出に基づき第7項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第8項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第15条の5第2項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

11 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第3号の2の次に次の2様式を加える。

様式第3号の3 (第24条関係)

子育て部分休業承認請求書

(任命権者) _____様	請求年月日 _____年 ____月 ____日 所属名 _____ 職 名 _____ 職員番号 _____ 氏 名 _____ ^⑩		
下記のとおり子育て部分休業の承認を請求します。			
1 請求に係る子	氏 名		
	続 柄		
	生 年 月 日	年 月 日生	
	障 害	<input type="checkbox"/> 有	
2 請求期間 及び時間	期 間	時 間	
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分
3 備 考			

- (注) 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(住民票、保険者証、母子健康手帳の出生届出済証等)を添付すること(写しでも可)。
- 2 子育て部分休業の承認が、職員からの申請に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。
- 3 該当する□にはレ印を記入すること。
- 4 満9歳に達する日後の最初の4月1日以降にある障害児について請求する場合には、障害者手帳、医師の診断書、障害福祉サービス受給者証その他の障害の状況が分かる書類を添付すること(写しでも可)。

※任命権者記入欄

受理年月日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	
決裁年月日	年 月 日		
決 裁 欄	右記のとおり決定してよろしいか。		
			担当者

様式第3号の4 (第24条関係)

養育状況変更届

年 月 日 届出	
(任命権者)	
_____様	
	所属名 _____
	職 名 _____
	職員番号 _____
	氏 名 _____ (印)
次のとおり子育て部分休業に係る子の養育の状況について変更が生じたので届け出ます。	
<input type="checkbox"/> 子育て部分休業に係る子を養育しなくなった。	
<input type="checkbox"/> 同居しなくなった <input type="checkbox"/> 負傷・疾病 <input type="checkbox"/> その他()	
<input type="checkbox"/> 子育て部分休業に係る子が死亡した。	
<input type="checkbox"/> 子育て部分休業に係る子と離縁した(養子縁組の取り消しを含む。)	
<input type="checkbox"/> 子育て部分休業に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。	
<input type="checkbox"/> 子育て部分休業に係る子が条例に定める障害児(者)でなくなった。	
<input type="checkbox"/> その他()	
発生日	
年 月 日	

(注) 該当する□にはレ印を記入すること。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。